



2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード・福証本則 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐 正吾
(TEL. 0 4 7 - 4 8 5 - 1 1 0 7)

(開示事項の経過)

当社新株予約権の（一部）取得に係る非適格者等の確定 及び当社新株予約権の消却に関するお知らせ

I 当社新株予約権の（一部）取得に係る非適格者等の確定

当社は、2026 年 8 月 12 日付け「当社新株予約権の（一部）取得に関するお知らせ」（以下「8 月 12 日付けプレスリリース」といいます。）において、「株式会社地域新聞社第 12 回 A 新株予約権発行要項」第 12 項（1）及び（2）に基づき、当社第 12 回 A 新株予約権（以下「本 A 新株予約権」といいます。）に関して、①非適格者¹並びに日本証券金融株式会社（以下「日証金」といいます。）及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者（以下「特定証券会社」といい、非適格者、日証金及び特定証券会社を総称して、以下「非適格者等」といいます。）以外（すなわち、一般株主の皆様）の有する本 A 新株予約権については、当社普通株式を対価として、②非適格者等の有する本 A 新株予約権については、当社第 12 回 B 新株予約権（以下「本 B 新株予約権」といいます。）を対価として、それぞれ 2026 年 8 月 27 日に取得すること（併せて、以下「本件取得」といいます。）をお知らせいたしました。

また、8 月 12 日付けプレスリリースにおいて、当社は、最終的な非適格者の範囲については、本件取得の日までの当社株式の取得状況その他の事情を踏まえ、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」²（以下「本対応方針」といいます。）に係る判断の公正性・客観性を担保するために設置された独立委員会（以下「当社独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重して確定する予定である旨併せてお知らせしてお

¹ 本 A 新株予約権発行要項第 10 項（1）に定める「非適格者」を意味します。以下同じです。

² なお、本対応方針の詳細については、2025 年 10 月 17 日付けプレスリリース「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収への対応方針）の更新について」をご参照ください。

りました。

今般、当社は、本A新株予約権の割当基準日である 2026 年 8 月 10 日現在の当社株主名簿を受領し、これに基づき本A新株予約権の新株予約権原簿が作成されたことから、同月 21 日開催の取締役会において、当社独立委員会に対し、非適格者及び特定証券会社に該当する具体的な本A新株予約権者の範囲について諮問する旨を決議いたしました。その後、当社独立委員会の全員一致による別紙 1「勧告書」記載の勧告（以下「本勧告」といいます。）を踏まえ、本日開催された当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、本件取得に係る非適格者及び特定証券会社に該当する具体的な新株予約権者を下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、日証金についても、非適格者等として、本B新株予約権を対価として本A新株予約権を取得する対象となります。

また、当社独立委員会が、2026 年 7 月 13 日付け勧告書において、東野綾太氏（以下「東野氏」といいます。）については、下記の非適格者と共同協調行為に該当する行為を行っている可能性が相応にあり、今後、第 2 回認定対象株主との間における関係を裏付ける追加的な事情が明らかになった場合や、今後における当社株式の取得態様等によっては、追加で共同協調行為を認定し、非適格者と取り扱うこと等が十分に考えられる旨勧告（以下「7 月 13 日付け勧告」といいます。）を行っていましたが、7 月 13 日付け勧告の後、東野氏には、非適格者のうち MTM Capital 株式会社との間で訴訟代理人ないし法的な手続の代理人を通じた一定の人的関係が客観的に認められることが判明し、当社から当該人的関係について尋ねる質問状を二度にわたって送付したにもかかわらず、東野氏から合理的な説明がありませんでした。当該事情の位置付けについて、本取締役会において、独立委員会委員からは、東野氏が非適格者と共同協調行為に該当する行為を行っている可能性は更に高まったと考えられるものの、本勧告においては、当該事情を考慮しても、東野氏を非適格者と認定することが適切であるとの判断までには至らなかったため、勧告書ではこの点に関する詳細な記載をしていないとの説明がなされております。

記

非適格者

No.	会社名/個人名	代表者名
1	MTM Capital 株式会社	嶋田 智樹 氏
2	オプションハウス株式会社	松島 英将 氏
3	合同会社トレーディングワン	深野 隆也 氏
4	八木 圭介 氏	—
5	チョイズ株式会社	崔 彩 氏
6	株式会社ビー・アール・ビー パートナーズ	能勢 元 氏
7	相良 健志 氏	—

特定証券会社

No.	会社名
1	野村証券株式会社
2	広田証券株式会社
3	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
4	リテラ・クレア証券株式会社

※8月20日現在本A新株予約権の新株予約権原簿記載の第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者

なお、本件取得において一般株主の皆様が保有する本A新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は5,311,561株であり、当該普通株式は2026年8月27日に新たに発行し、交付する予定です。

また、非適格者等が保有する本A新株予約権の取得の対価として交付される本B新株予約権の総数は5,024,758個であり、当該本B新株予約権は2026年8月27日に交付する予定です。

II 当社新株予約権の消却

当社は、8月12日付けプレスリリースにおいて、取得した本A新株予約権については消却する予定である旨をお知らせしておりました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第276条の規定に基づき、本件取得の効力発生を条件として、2026年8月27日付けで本A新株予約権の全部を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消却する新株予約権の名称

株式会社地域新聞社第12回A新株予約権

2. 消却する新株予約権の数

15,648,078 個

3. 消却予定日

2026年8月27日

4. 消却の理由

本A新株予約権は、本対応方針に基づく対抗措置として、当社株主の皆様に対する無償割当てにより発行されたものであり、本件取得の実施後においてこれを存続させる必要がないことから、その全部を消却するものです。

5. 今後の見通し

本A新株予約権の消却が当社の業績に与える影響はございません。

以 上

(別紙 1) 勧告書

勧告書

株式会社地域新聞社
独立委員会

2026 年 8 月 24 日

2026 年 8 月 24 日

株式会社地域新聞社 取締役会 御中

当委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本勧告書を提出いたします。

なお、本勧告書において用いられる用語は、別段の記載がない限り、当委員会が当社取締役会に対して提出した 2026 年 7 月 13 日付け「勧告書」及び同年 8 月 10 日付け「勧告書」の例によります。

株式会社地域新聞社 独立委員会

委員（議長・当社常勤監査役） 色部 文雄

委員（当社社外監査役） 丸野 登紀子

委員（当社社外監査役） 工藤 清美

第1 諮問事項

1. 当社取締役会において、本発行要項第12項(1)及び(2)の各規定に基づき、本A新株予約権のうち、①非適格者等以外の有する本A新株予約権については、当社普通株式を対価として、②非適格者等の有する本A新株予約権については、本発行要項別紙に記載の当社第12回B新株予約権を対価として、2026年8月27日に取得すること（以下「本取得」という。）に関し、MTM、オプションハウス、トレーディングワン、八木氏、チョイズ、ビー・アール・ビー、相良氏及び東野氏を非適格者に該当する具体的な新株予約権者として確定することは適切か。
2. 当社取締役会において、本取得に関し、野村證券株式会社、広田証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びリテラ・クレア証券株式会社を特定証券会社に該当する具体的な新株予約権者として確定することは適切か。

第2 検討の方法

当委員会は、公表資料（当社及び各社の開示情報、新聞・雑誌・インターネット上の記事等を含む。）、当社から提供を受けた資料（当社株主名簿、振替口座簿記録事項通知、当社が取得した外部の調査会社作成に係る調査結果を含む。）、並びに当社が株主に対して送付した質問状及び当該株主から受領した回答書等に基づき、本認定基準に従って検討を行い、後記第4に記載の勧告の内容に至った（当委員会が検討に用いた以上の資料を総称して「本件検討資料(3)」という。）。

また、当委員会は、当委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようなされることを確保するために、当社の費用で、独立した第三者である法務アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選定した。そして、当委員会は、各委員会会合において、また、電話、電子メール等の方法により、随時、同事務所所属の各弁護士から法的事項に関する助言を受けた。

第3 前提事項

本勧告書は、以下の各事項を前提とする。

- (1) 本対応方針が、当社において、会社法、金商法、有価証券上場規程その他の適用法令等を遵守して導入されていること。
- (2) 本件検討資料(3)の内容、及び当委員会が当社から説明を受けた情報が、本

勧告書作成日現在において、真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないこと。また、これらの資料の内容及び情報以外に、当委員会の勧告の内容に影響を及ぼす可能性のある重要な事実又は情報は存在しないこと。

第4 本勧告の内容

当委員会は、本諮問事項に対して、以下のとおり勧告をする。

1. 当社取締役会において、本取得に関し、MTM、オプションハウス、トレーディングワン、八木氏、チョイズ、ビー・アール・ビー及び相良氏を非適格者に該当する具体的な新株予約権者として確定することは適切である。また、東野氏については、本対応方針上の「非適格者」に該当する可能性が相応にあるものの、現時点では、本取得に関して、同氏を非適格者に該当する具体的な新株予約権者として確定しないことが相当である。
2. 当社取締役会において、本取得に関し、野村証券株式会社、広田証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びリテラ・クレア証券株式会社を特定証券会社に該当する具体的な新株予約権者として確定することは適切である。

第5 本勧告の理由

1. 諮問事項 1. について

当委員会は、2026年7月13日に、当社取締役会に対して、第2回認定対象株主（すなわち、MTM、オプションハウス、トレーディングワン、八木氏、チョイズ、ビー・アール・ビー及び相良氏）が、共同協調行為に該当する行為を行っていると思われる旨、並びに、東野氏についても、第2回認定対象株主と共同協調行為に該当する行為を行っている可能性が相応にあり、今後、第2回認定対象株主と追加的な関係を裏付ける事情が明らかになった場合や、今後における当社株式の取得態様等によっては、追加で共同協調行為を認定し、非適格者と取り扱うこと等が十分に考えられるが、現時点においては、同氏は、第2回認定対象株主に含めないものとする旨を含む勧告（「7月13日付け勧告」を指す。）を行った¹。そして、当社取締役会は、同日、7月13日付け勧告を踏まえ、第2回認定対象株主は

¹ 7月13日付け勧告書参照。

本対応方針に定める「特定大量保有者²」として本対応方針上の「非適格者³」に該当するといえることから、第2回認定対象株主を本発行要項第10項(1)に定義される「非適格者」として定め、他方で、東野氏については、本発行要項第10項(1)に定義される「非適格者」としては定めないこととした⁴。

この点、本勧告までに当委員会が認識した情報を前提とする限り、当委員会が7月13日付け勧告に際して前提とした事実関係について、その勧告の内容に影響を及ぼす新たな事実の発生その他の事情の変化は認められない^{5 6}。

そのため、本勧告書作成日現在においても、第2回認定対象株主は共同協調行為に該当する行為を行っているとの認定を変更すべき理由はなく、第2回認定対象株主は、引き続き本対応方針に定める「特定大量保有者」として本対応方針上の「非適格者」に該当すると解するべきである。また、東野氏については、引き続き第2回認定対象株主と共同協調行為に該当する行為を行っている可能性が相応にあるものの、他方で、第2回認定対象株主に含めないものとする認定を変更するに足る事情が存在するとまではいえないことから、本勧告書作成日現在においても、本対応方針上の「非適格者」には該当しないものとするのが相当である。

したがって、当社取締役会において、本取得に関し、MTM、オプションハウス、トレーディングワン、八木氏、チョイズ、ビー・アール・ビー及び相良氏を非適格者に該当する具体的な新株予約権者として確定することは適切である。また、東野氏については、本対応方針上の「非適格者」に該

² 大要、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）を指す（本対応方針Ⅲ.3.(2)(g)(I)脚注9）。

³ 本対応方針Ⅲ.3.(2)(g)(I)参照。

⁴ 本発行要項第10項(1)①では、「非適格者」として「MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏」が掲げられている。

⁵ 本A新株予約権の割当基準日である2026年8月10日現在の当社株主名簿によれば、MTM、オプションハウス、トレーディングワン、八木氏、チョイズ及びビー・アール・ビーが保有する当社株式の数は、7月13日付け勧告の時点から変動しておらず、相良氏が保有する当社株式の数については、7月13日付け勧告の時点の100株から80株増加し、2026年8月10日時点で180株に至っている。すなわち、2026年8月10日現在においても、MTM、オプションハウス、トレーディングワン、八木氏、チョイズ、ビー・アール・ビー及び相良氏は引き続き当社の株式を保有している。

⁶ 本A新株予約権の割当基準日である2026年8月10日現在の当社株主名簿によれば、東野氏が保有する当社株式の数については、7月13日付け勧告の時点における397,500株（議決権比率4.63%）から336,000株増加し、2026年8月10日時点で733,500株（議決権比率4.73%）に至っている。しかしながら、東野氏については、本勧告書作成日現在においても、第2回認定対象株主との間の人的関係や他社において協調して行動した事実が依然として必ずしも明らかにはなっていない。

当する可能性が相応にあるものの、現時点では、本取得に関して、同氏を非適格者に該当する具体的な新株予約権者として確定しないことが相当である。

2. 諮問事項 2.について

本発行要項上、特定証券会社とは、「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者」と定義されている⁷。

この点、野村証券株式会社、広田証券株式会社、モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社及びリテラ・クレア証券株式会社は、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって⁸、信用取引を取り扱う者であると認められる⁹。

したがって、当社取締役会において、本取得に関し、野村証券株式会社、広田証券株式会社、モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社及びリテラ・クレア証券株式会社を、特定証券会社に該当する具体的な新株予約権者として確定することは適切である。

第6 留保事項及び利用制限

1. 留保事項

本勧告書は、本勧告書中に記載された事項に限定して解釈されなければならない、本勧告書において明示的に述べられていない如何なる事項についても、類推又は拡大解釈されてはならない。

また、本勧告書は、本件検討資料(3)の内容及び当委員会が当社から説明を受けた情報が本勧告書作成日現在において真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないことを前提としており、当委員会は、それらの真実性、正確性、完全性等について、独自の検

⁷ 本発行要項第12項(1)参照。

⁸ 各社の金融商品取引業者登録番号は以下のとおりである。
野村証券株式会社：関東財務局長（金商）第142号
広田証券株式会社：近畿財務局長（金商）第33号
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社：関東財務局長（金商）第188号
リテラ・クレア証券株式会社：関東財務局長（金商）第199号

⁹ 野村証券株式会社、広田証券株式会社、モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社及びリテラ・クレア証券株式会社の各ウェブサイト（いずれも2026年8月24日時点）参照。

証を一切行っていない。

2. 利用制限

本勧告書は、当社取締役会に対する本諮問事項への勧告のみを目的とするものである。したがって、当社取締役会は、本勧告書の内容について、当委員会の全委員の書面による承諾を得ない限り、上記以外の目的で利用してはならない。

以 上